

山形県精神障がい者の退院後支援マニュアルに関する質問に対する回答

平成31年3月26日

番号	該当項目	質問	回答
1	退院後支援の主体	退院後支援は自治体が主体となって実施するものであり、入院中の支援の主体も保健所ではないのか。	退院後に医療や福祉サービスが中断されないようにし、円滑な地域への定着を図ることが退院後支援の目的であり、自治体が主体となるのは、計画の策定と退院後の本人等への指導及び関係者との連絡調整とされています。入院中のアセスメントや本人との事前調整については、診療報酬での評価も受けており、入院先病院でその役割を担っていただきたい。
2	支援の対象者	措置入院から入院が開始された方はすべて対象か。	原則、国のガイドライン及び関連する診療報酬改定が平成30年4月1日だったことから、同日以降の措置入院者を対象とします。但し、退院後に常時支援を受けられる施設に入所する場合や、症状再発の可能性が低い場合など、退院後支援を必要としないと判断される場合と、支援を受けることに同意が得られなかった場合は、支援対象者となりません。
3		医療保護入院者及び応急入院者で支援の対象とする状態のイメージは。	病歴や生活環境から、本マニュアルによる支援を行わなければ今後措置入院となることが容易に予想される方など。
4	退院後支援の制度の開始	いつ地域(自宅等)に退院する精神障がい者から退院後支援を実施するのか。	本マニュアルは平成31年4月1日から施行であり、計画策定に向けた事前協議を4月から開始することになるため、計画策定の対象者は、概ね5月上旬の退院者からと想定。
5	退院後支援に関する事前協議	措置入院者は全て事前協議の対象と考えるのか。	措置入院から入院が開始された方は、すべて事前協議を行うことを原則としています。なお、措置入院が数日程度の短期で自宅等へ退院した場合で、退院後支援を要しないと判断される場合には、その旨の確認のみとなることも想定されます。
6		措置入院者以外については、事前協議の要否を入院先病院が判断し、病院が退院後支援計画の策定を要請したい場合に事前協議の対象とすることによいのか。	貴見のとおりではありますが、措置入院者以外は、入院先病院への加算がなく、通院精神療法の評価も受けられないことから、本マニュアルによる支援の実施は、その必要性と関係者の負担も考慮しながら各保健所において判断させていただくこととなります。なお、頻繁に非自発的入院を繰り返す精神障がい者で、保健所において退院後支援が必要と判断した場合には保健所から事前協議を要請する場合も想定されます。
7		措置入院者以外について事前協議の要否を入院先病院が検討する際、当該患者がその時点で任意入院者でも対象となるか。	事前協議時点での入院形態は関係ありません。ただし、当該入院の開始が任意入院の方は対象となりません。
8	同意書の徴取	退院後支援計画の策定に同意をしていただくうえで、制度の理解をしていただくことが重要と思われれます。意向確認の際に保健所より精神障がい者に対して退院後支援の概要を説明していただくことはできないか。	同意書を得るための説明は保健所職員が行います。入院病院には、制度の概要の説明とその時点での意向を聞き取っていただき、支援担当の保健所に御連絡をお願いします。なお、事前協議の段階で、同意を得ることが難しいと予想されているケースについては、個別に対応することになりますので支援を担当する保健所とご相談ください。

番号	該当項目	質問	回答
9	保健所と本人の面談	保健所職員が入院中に行う面談は、どのような内容を想定しているか。	・支援を受ける同意を得るための制度(退院後の支援内容)の説明 ・退院後支援計画策定のための本人の退院後の生活等に関する意向の聞き取り
10		退院後生活環境相談担当者だけでなく、保健所職員も退院後支援を行ううえで早期から本人との信頼関係の構築に努めるべきではないか。	支援を受けることへの同意を得ることが難しいと想定されるケースや、退院後の生活環境が複雑な場合など、必要に応じて入院中の面談を行い、信頼関係を構築しながら支援していくことを想定しています。
11	退院後生活環境相談担当者	退院後生活環境相談担当者を入院中に変更する場合の手続きは。	変更後の内容で新たに選任通知書(要領様式第38号)を計画策定主体の保健所に提出してください。
12		退院後に退院後生活環境相談担当者を外来担当相談員等に変更してもよいか	退院後生活環境相談担当者は、あくまで入院中の退院後支援計画策定までの業務を担う方であり、退院後は、通院医療機関の相談窓口の担当者等が退院後支援計画の担当者として記載されるものと考えています。
13	アセスメント及び意見書	意見書の作成やアセスメントの結果を提出するには、かなり時間を要すると考えられます。退院される日の3週間前までが目途となっておりますが、遅れても支障がないということにできないか。	意見書が提出されたのち、支援を担当する保健所において支援関係者との支援内容の確認と計画策定のための会議(概ね退院7日前)の開催調整を行うための期間として2週間を算定しています。 担当保健所において当該会議までに計画(案)を策定することができれば、提出後の意見書の内容の修正は可能であり、遅れる場合には、担当保健所の担当者と調整してください。
14	措置解除の場合の手続き	実地診査や精神医療審査会の判断により、病院が想定していない時期に措置入院が解除されて退院する場合の対応は。	退院後に本マニュアルによる手続きを行うこととなります。 想定の場合の場合は、退院の判断から退院の日まで7日程度と想定されますので、その期間で支援を担当する保健所との協議やニーズアセスメントを行っていただき、退院後に意見書作成、計画策定のための会議の開催となります。 なお、退院時又は退院後速やかに支援の同意が得られない場合は、本マニュアルの支援の対象とはなりません。
15	警察官の会議への参加	退院後の警察官の見守りなど、警察からの協力が必要な場合の「計画策定のための会議」への参加は。	退院後支援計画には記載せずに、入院病院や県保健所が任意の方法で協力を要請し、必要な連携を図るようにしてください。 なお、本人及び家族が同意した場合には、警察官の計画策定のための会議への参加や計画への警察に関する記載も可能です。※この同意に関して文書による同意は要しません。
16	医療保護入院退院支援委員会との関係	退院後支援計画策定のための会議を医療保護入院退院支援委員会の開催とみなす場合の手続きは。	診療録に必要な事項を記載するとともに、定期病状報告書の作成の際には、「退院に向けた取り組み」欄にその旨記載してください。 ※現段階で関係書類の添付は求められていません。
17	転院時の取扱い	措置入院後、転院する場合の転院元と転院先の支援の流れについて確認したい。	措置入院のまま転院した場合には、転院先の病院が本マニュアルの入院病院として手続きをお願いします。 なお、措置解除後に医療保護又は任意入院での転院となった場合でも、当該入院が措置入院から開始されている事実に変更がないため、本マニュアルに基づく退院後支援対象となります。 ※但し、この場合転院先病院において退院支援加算の対象とならない可能性があります。